

片口小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

(1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者になりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

<未然防止のための措置>

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知を図る。

- ・本校で作成した「いじめゼロを目指す研修・実践資料」を用いて、いじめについての研修を行い、理解を深める。また、学期末には来学期や次年度に向けての見直しを行う。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育む。また、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・「いじめをなくす射水市民五か条」を全学級で毎朝唱える。
- ・「状況判断」「相手意識」という片ロスタンダードを設定し、自分勝手な行動や相手を傷つける言葉を見聞きしたような具体的な場面で印刷した団扇を提示して、自分の行動や態度をその都度振り返らせ、規範意識を高める。
- ・人権週間には、ビデオや絵本等の教材を活用した学級活動を行う。

ウ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。また、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・よりよい学級を目指して話し合い、決めたことを実践する学級活動を推進する。
- ・「Q-U調査」を毎学期行い、学級集団構造と児童の内面及びそれらの変化の把握に役立てる。
- ・日頃から心をつなぐ「あったか言葉」を推進する。
- ・縦割り班による「なかよし活動」を通して、児童相互の共感的な人間関係を育てる。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。また、普通に当たり前にできている児童を見付け、認める目を教師自身が育てる。

- ・自己肯定感が高まるよう、あいさつ運動を徹底し、コミュニケーションスキルを磨き、友達や大人との望ましい人間関係が築けるようにする。
- ・清掃時には教師も共に汗して掃除をし、児童への声掛けにより上学年のリーダーシップと思いやりを育てるとともに、自己有用感が高まるようにする。
- ・帰りの会に、学級全員でよいことを見付けて紹介し合う「ほめ言葉のシャワー」のコーナーを設け、学級の中での自分の存在感が自覚できるようにする。
- ・児童の善い行いが見られたら、その場で「グリーンカード」を提示したり、「とねニコカード」を担当に渡し、学級内で紹介してもらったりするなど、全教職員が児童のよさを認め、広めていく。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ・人権週間等に生活委員会の児童による集会をしたり校内放送でいじめや差別の防止や「相手意識」を呼びかける放送をしたりする。
- ・道徳や学級活動の時間に、ソーシャルスキルトレーニングやロールプレイ等を取り入れたいじめ防止についての学習を行う。

(2) 早期発見

些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

ア 定期的なアンケート調査

- ・「思いやりアンケート」を実施する。(6月、11月)
- ・「学校生活アンケート」を実施する。(7月、12月)
- ・アンケート「夏休みの生活をふり返って」を実施する。(9月)

イ 定期的な教育相談

- ・アンケートの実施に併せ、毎学期に1回「個別カウンセリング週間」を設け、一人一人と面談を行う。

ウ 相談ボックスの設置

- ・友人関係を含め、学校生活全般に関する悩みのある児童のために、「とねニコボックス」を設置する。
※「とねニコボックス」は児童会で設置するものと学校で設置するものがあり、後者は玄関前に設置することで児童はもちろん、保護者や地域の方からの相談を365日24時間受付可能にする。

エ 家庭、地域との連携(情報収集)

- ・保護者向けアンケート「家庭用チェックリスト」を配布する。(6月)
- ・保護者やPTA、地域の方に、気になることは些細なことでも連絡してほしいことを伝え、積極的に情報収集を行う。

(3) 早期対応

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

<いじめに対する措置>

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内のITI:「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・ITI(いじめ対策委員会)が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 再発防止

いじめが解決されたかどうかは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

<再発防止のための措置>

ア いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、定期的に児童本人や保護者から情報を得る。また、当該児童の友達からも情報を得るよう努める。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているのに、十分な効果を上げることが困難な場合、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。(ただし、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき)

4 射水市立片口小学校いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭
- ※ 必要に応じて、警察官や弁護士、医師、経験者等を追加する。

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・学校評価による基本方針の見直し

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4月	・ I T I 定例会議	10月	・ Q-U調査（全学年）
5月	・「片口っ子を語る会」開始（毎週火、木） ・いじめに関する校内研修（共通理解） ・生活アンケート（いじめ調査）の実施 ・教育相談（全員面談）	11月	・ I T I 定例会議 ・「思いやりアンケート」の実施 ・「家庭用チェックリスト」の配布 ・児童会による「いじめ防止運動月間」
6月	・ Q-U調査（全学年） ・「思いやりアンケート」の実施 ・「家庭用チェックリスト」の配布 ・個別カウンセリング週間（全員面談） ・ I T I 定例会議	12月	・個別カウンセリング週間（全員面談） ・いじめに関する校内研修（3学期に向けての見直し、準備等） ・「学校生活アンケート」の実施 ・人権意識向上に向けた取組（集会、放送等）
7月	・いじめに関する校内研修（事例研修） ・いじめに関する評価 ・「学校生活アンケート」の実施	1月	・ I T I 定例会議 ・ケータイ安全教室（5, 6年生）
8月	・いじめに関する校内研修（2学期に向けての見直し、準備等）	2月	・個別カウンセリング週間（全員面談） ・ Q-U調査（全学年） ・学校評価の結果集計、考察
9月	・ I T I 定例会議 ・児童アンケート「夏休みをふり返って」の実施	3月	・いじめに関する校内研修 ・ I T I 定例会議

※ I T I : 「いじめ対策委員会」の略称

6 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、P T Aや地域の関係諸団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

<連携のための措置>

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校だより等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。